

2020 年度年功補償の支払い延期について

2020 年 6 月 10 日

One Asia Lawyers カンボジア事務所

6 月 2 日付け労働省通達 18 号により、2020 年度の年功補償の支払いが、2021 年まで延期されることとなりました。

本通達以前に、本年 4 月 7 日付の政府プレスリリースにより、新型コロナウイルスによる経済状況悪化の救済策として、事業者に対し、2020 年の年功補償支払いの延期を認める旨の発表されていました。本通達は、基本的にそのプレスリリースを踏襲したものです。

具体的には、下記の 2020 年の年功補償金の支払いについて、2021 年まで延期するものとされました。

1. 無期労働契約に基づいて縫製・製靴業に従事する労働者に対する 2018 年以前の年功補償の遡及支払分
2. 無期労働契約に基づいて従事する労働者（全産業）に対する 2020 年の年功補償

ただし、この延期期間中に、労働者の重大な契約違反による解雇または労働者の自主退職以外の事由によって雇用契約が終了した場合、使用者は当該労働者に対して、上記の年功補償金を支払わなければならないとされています。

本通達は、支払い時期を延期するのみで、2020 年度の年功補償の発生自体には影響をしません。したがって、会計上引当金を計上することは必要となります。また、上記で触れられていますが、解雇の場合についてはその時点での支払いの必要があります。

また、本通達は、2020 年度の年功補償のみに言及しているため、本通達を含む現時点の法令を前提とすると、2021 年度に 2020 年度と 2021 年度の 2 年分の合計を支払うことになります。

※ 年功補償

年功補償とは、2018 年の労働法改正により 2019 年から導入された労働者に対する手当の一種です。無期労働契約の労働者に対して、雇用継続 1 年につき、15 日分の賃金などの相当額を支払う必要があります。支払い時期は、上半期（1 月から 6 月）と下半期（7 月から 12 月）の年 2 回です。



①2018年以前の雇用期間を対象とした年功補償と、②2019年以降の雇用期間を対象とした年功補償の二つがあります。このうち①について、縫製・制靴業以外の産業はそもそも支払い時期が未到来のため（2021年12月期以降）、縫製・制靴業のみを対象に延期しているものです。

以 上

One Asia Lawyers」は、日本及びASEAN各国+南アジアの法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN+南アジア法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国+南アジアの法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国+南アジアにオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国+南アジアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

nobuaki.murakami@oneasia.legal

shigeki.yoshida@oneasia.legal